

日本病院救急救命士ネットワーク設立趣意書

日本は今、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、かつてない医療と社会の変化に直面しています。さらに少子高齢化という人口構造の急激な変化、及びその社会保障については「安定財源の確保と継続」「平等性のある受益者負担」に「働き方改革」という新たな方向性も加わりました。医療の一端を担う我々の救急医療の現場においても、この方向性の脈絡のなかで医師のみに負担をかけるのではなく、医療関係者へのタスクシフトによる協力と相互連携構築を図らねばなりません。

そのような背景を受けて、2021年5月28日に救急救命士法の一部改正がなされ、2021年10月1日から病院又は診療所に勤務する救急救命士（以下、病院救命士）が医療機関内で診療の補助業務ができるようになりました。我々救急救命士は、国民の生命を守るための知識・技術をさらに研鑽し、日々の救急医療体制を維持するため、病院救命士が貢献し得る環境整備を図らねばなりません。

そのため、今般、一般社団法人民間救命士統括体制認定機構内に日本病院救急救命士ネットワークを立ち上げました。本ネットワークに課せられた使命は以下の2つです。病院救命士が十二分に活躍するにはこれらを実現する必要があります。

1 「専門性の維持と研鑽」

病院救命士は、行政機関に属する救急救命士と同じく、知識・技術を維持するため、自己研鑽を継続できる医療従事者でならねばなりません。本ネットワークは、あらゆる地域における救急医療の重要な担い手として貢献すべく病院救命士が生涯自己研鑽し続けることができる環境を提供します。

2 「活動状態の把握と情報共有」

行政機関に属さない救急救命士は現在2万人を超え、あらゆる救急関連の場面で活躍しています。このうち病院又は診療所に勤務する救急救命士の活動の実態を把握し、より迅速に国民の声が届くような、また我々の声を発信できるような情報共有体制を構築します。病院救命士が自らの希望に応じた働き方を具現化し生涯にわたり安心して働き続けられる環境を会員と共に考えます。

令和3年8月吉日

一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構
代表理事 有賀 徹